

始良市農業委員会総会議事録（３月）

1. 開催日時 平成31年3月28日（木） 午後1時30分～4時5分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（17人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	—
8 番	坂元 廣幸	18 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 2 番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについて
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

- | | | | |
|-----|-----|------|------------------------|
| 9. | 議案第 | 7 号 | 農地の利用目的変更願について |
| 10. | 議案第 | 8 号 | 非農地証明願について |
| 11. | 議案第 | 9 号 | 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について |
| 12. | 議案第 | 10 号 | 農地あっせん申出（買受 希望）について |
| 13. | | | 農地あっせんの経過報告 |
| 14. | | | 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告 |
| 15. | | | その他 |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼振興係長
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（平成31年3月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1. 総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成30年度 第12回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は <u>18名中、17名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 <u>なお、本日は、2番委員から欠席届が出ております。</u>
議 長	————— 会務報告 ————— それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
議 長	————— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————— 議事日程に入ります。 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、13番委員、14番委員にお願いいたします。
議 長	————— 日程第2 会議書記の指名 ————— つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼振興係長 と ○○農地係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができな

議 長 担当課 議 長 委 員 議 長	いとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 議案第 1 号 次に、日程第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについてを議題に供します。 それでは、担当課からの説明をお願いします。 それでは、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについて、ご説明申し上げます。 2 ページ目を、お開きください。この基本構想につきましては、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標や今後の推進方策等に関する、基本的な方向を明確にするものでございます。今回農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、県は基本方針を、市町村は基本構想を変更する必要がございます。このため、変更案をお示ししましたものを、農業委員会及び農協に対し、意見聴取を行うものであります。中ほどにあります今回の見直しのポイントとしましては、相続未登記農地につきまして、利用権の相続期間が 5 年から 20 年に延長されたため、この部分について同様に改正するものです。資料を開けていただいて 4 ページ以降が改正案でございます。表の右側が改正前、そして一番右側に主な変更内容を記載してございます。それでは 7 ページ目をお開きください。7 ページの右側の欄の中ほどの、1 利用権設定等促進事業に関する事項の（８）でございますが、同意での相続期間が 5 年を超えないものに限ると記載をされている箇所を、左側の相続期間が 20 年を超えないものに限ると改正するものです。現在、本市におきましては、通常の利用権設定につきましては 10 年、相続未登記農地につきましては 5 年を上限として運用しておりましたが、この改正に伴いまして、通常の利用権及び相続未登記農地の利用権につきましては、市が 4 月以降の利用権設定について、10 年を上限として、統一して運用していきたいと考えております。 以上、第 1 号議案の説明を、終わります。 ただいまの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 〔挙 手〕 1 番委員。
--	---

	委 員	1 番委員です。 要するに、3 ページ以降にありますけども、28 年に変更したものを、今回は31 年に変更するというので、ずっと見て見るんですけども、この左右のところに、同じ文章がずっとあるんですけども、特に変わったという点はないんですか。全く一緒ということで理解して良いですかね。 以上です。
	担当課	ただいまのご質問ですが、変更点につきましては、7 ページのその5 年の部分が、20 年に変わる部分の改正でございます。
議 長		ほかにございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		質疑が無いようですのでお諮りいたします。 議案第1 号、農業経営基盤強化促進法改正に伴う市町村基本構想の見直しについての諮問に賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、この案件は承認することに決定いたしました。 担当職員の方、ご苦労様でした。
	担当課	(担当職員退席)
		————— 議案第2 号 —————
議 長		それでは、日程第4 議案第2 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から115 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は8 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18 条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は3 月31 日、契約の始期は4 月1 日をそれぞれ予定いたしています。契約年数につきましては、1 年間で5 件、2 年間で3 件、3 年間で53 件、4 年間で1 件、5 年間で38 件、10 年間で26 件で合計126 件となっております。面積につきましては、合計で213, 537 ㎡となっております。農用地利用集積計画の内容につきましては、総会資料の9 ページから30 ページにござい

議 長	ますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の２８ページ１１６番から１１７番が、１４番委員。２９ページ１１８番が会長。１１９番から１２２番が３番委員。３０ページ１２３番が７番委員。１２４番から１２６番が４番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第２号議案の説明を、終わります。 それでは、１番から１１５番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第２号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の１番から１１５番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第２号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の１番から１１５番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第２号 １１６番から１２６番については、議事参与制限により関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し採決いたします。 １１６番から１１７番の関係者、１４番委員の退席をお願いします。
委 員	(１４番委員退席)
議 長 事務局	次の、１１６番から１１７番について事務局の説明を求めます。 １１６番につきましては、船津在住の〇〇、貸人が鹿児島市在住の〇〇の契約でございます。土地の所在が船津字津原〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、２筆合計で面積が１，２７９㎡でございます。続きまして、１１７番ですが、こちらの方が借人 船津在住の〇〇と貸人 〇〇との契約でございます。土地の所在が船津字起地〇〇番 田、２７３９㎡でございます。 以上で、説明を終わります。

議 長		それでは、議案第2号 116番から117番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第2号 116番から117番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第2号 116番から117番については原案のとおり決定いたしました。 9番委員は着席してください。
	委 員	（9番委員着席）
議長		次の118番については、議事参与制限により、議長である私が関係しておりますので、議長を会長代理に交代いたします。
	委 員	（会長退席）
	委 員	（会長代理着席）
議 長		それでは、118番について事務局の説明を求めます。
	事務局	118番につきましては、借人が下名在住の〇〇、貸人が蒲生町上久徳在住の〇〇との利用権でございます。土地の所在が住吉字元日田〇〇番 田、594㎡でございます。 以上で、説明を終わります。
議 長		それでは、118番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第2号 118番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第2号 118番については原案のとおり決定いたしました。

		1 9 番委員は着席してください。
	委 員	(会長着席)
議 長		次に、1 1 9 番から1 2 2 番の関係者、3 番委員の退席をお願いします。
	委 員	(3 番委員退席)
議 長		それでは、1 1 9 番から1 2 2 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	1 1 9 番につきましては、加治木町小山田在住の〇〇、溝辺町竹子在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在が加治木町小山田字北学力〇〇番〇 田、2, 4 5 3 m ² でございます。続きまして、1 2 0 番、同じく〇〇と加治木町小山田在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在が加治木町小山田字本仮屋〇〇番〇 田、2, 1 2 9 m ² でございます。続きまして1 2 1 番、こちらも〇〇と加治木町小山田在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在は加治木町字春田〇〇番〇 田、1, 2 2 9 m ² です。続きまして1 2 2 番、同じく〇〇と〇〇の利用権設定でございます。土地の所在が加治木町小山田字春田〇〇番〇 田、1, 5 0 0 m ² でございます。
		以上で、説明を終わります。
議 長		それでは、1 1 9 番から1 2 2 番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第2号 1 1 9 番から1 2 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 1 9 番から1 2 2 番については原案のとおり決定いたしました。3 番委員は着席してください。
	委 員	(3 番委員着席)
議 長		次に、1 2 3 番の関係者、7 番委員の退席をお願いします。
	委 員	(7 番委員退席)

議 長		それでは、１２３番について事務局の説明を求めます。
	事務局	１２３番につきましては、蒲生町西浦在住の〇〇と、同じく西浦在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在が蒲生町西浦字前田〇〇番 田、〇〇番〇 田、計２筆で面積が３，２１１㎡でございます。 以上で、説明を終わります。
議 長		それでは、１２３番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第２号 １２３番について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第２号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、１２３番については原案のとおり決定いたしました。 ７番委員は着席してください。
	委 員	（７番委員着席）
議 長		次に、１２４番から１２６番の関係者、４番委員の退席をお願いします。
	委 員	（４番委員退席）
議 長		それでは、１２４番から１２６番について事務局の説明を求めます。
	事務局	１２４番につきましては、蒲生町北在住の〇〇、東餅田在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在が蒲生町北字山口〇〇番〇田、２８７㎡です。続きまして、１２５番、同じく〇〇と蒲生町上久徳在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在が蒲生町北字大磯山〇〇番〇 田、１，１０７㎡でございます。続きまして１２６番、こちらも〇〇と西宮島町在住の〇〇との利用権設定でございます。土地の所在は蒲生町北字大磯山〇〇番〇 田、５４４㎡でございます。 以上で、説明を終わります。
議 長		それでは、１２４番から１２６番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長	委 員 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第2号 124番から126番について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、124番から126番については原案のとおり決定いたしました。4番委員は着席してください。
議 長	委 員 （4番委員着席）
議 長	————— 議案第3号 ————— 次に、日程第5 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は31ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がございまして、現地調査報告書の1ページから3ページに調査報告書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。譲受人 上名在住の〇〇、譲渡人 宮崎県東臼杵郡在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は上名字堂前〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が1, 287㎡です。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。13番委員です。それでは、調査報告をいたします。 平成31年3月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査しました。〇〇さんは、大手建設会社を退職し、大農機具も揃えられて稲作農業に従事されているので、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告終わります。

議 長		次の、2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは2番につきまして、ご説明いたします。譲受人 船津在住の〇〇、譲渡人 池島町在住の〇〇、中津野在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は船津字壱ノ瀬〇〇番 畑、船津字川崎〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑、の計3筆、合計面積が1, 113㎡です。 以上で、2番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。14番委員です。報告いたします。 3月20日に、譲受人の〇〇さん宅を訪問し、現地を見て調査をいたしました。譲受人の〇〇さんは、奥さんと二人、元気で野菜づくりをされているようです。2番目の土地は、ご自分が所有されている畑のすぐ隣、隣接地の畑でありまして、田んぼの2筆は自宅の隣と、道路を挟んでもう一枚ということです。機械は刈払機と耕運機ということでした。当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告終わります。
議 長		次の、3番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは3番につきまして、ご説明いたします。譲受人 北山在住の〇〇、譲渡人 岡山県岡山市在住の〇〇他5名の贈与による、所有権移転です。申請地の所在は北山字中ノ城〇〇番 田、〇〇番 田、字小俣〇〇番 田、の計3筆、合計面積が8, 268㎡です。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。15番委員です。それでは調査報告いたします。 平成31年3月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の〇〇さんは、機械等もすべて揃っており、労働力においては、息子さんが後継者として作業をされております。よって、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告終わります。
議 長		これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について一括して質疑に入ります。

議 長	質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6 議案第4号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。今月は1件でございました。 1番について、ご説明申し上げます。 変更前が、申請人は〇〇株式会社代表取締役〇〇、始良市の方でございます。土地の所在が西餅田字横手前〇〇番〇 田 698㎡、同じく横手前〇〇番〇 田 480㎡でございまして、これはですね宅地造成1区画ということで平成30年7月5日で許可になっております。続きまして西餅田字横手前〇〇番 田 793㎡でございしますが、これも宅地造成1区画ということで、平成31年3月5日付けで許可になっております。変更後につきましては、申請人は変更前と同一でございします。土地の所在も変更前と同一でございします。転用目的は宅地造成6区画ということで、西餅田字横手前〇〇番〇 田 265㎡と一体利用ということで、全事業面積が2,236㎡となります。申請理由は、当初は許可案件毎に1区画造成するつもりでしたが、議案第6号6番申請地、同字〇〇番〇 田 265㎡の地権者より買収依頼がありましたが、地形が細長い長方形の土地になりますので、単独の計画では利用価値が無いため、先に許可を受けていた、12番1 田 698㎡、12番4 田 480㎡、15番 田 793㎡の事業計画の変更を行い、12番2 田 265㎡と一体利用し、全事業面積2,236㎡で1区画造成するものです。議案第5号4番、4条申請と関連がございします。また議案第6号6番、5条申請と一体利用ということです。 説明は以上です。

議 長	ただいまの事務局説明に関連して、11番委員に、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。11番委員です。 31年3月22日調査いたしました。報告いたします。 農地区分は第3種農地であり、問題なし。申請地の位置といたしまして、高樋公民館から南へ100mの位置でございます。被害防除の現況について、東が市道、西が水路、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金もあり確実である。特記事項は別にございませ。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 以上です。
議 長	これより、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
————— 議案第5号 —————	
議 長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は4件ございました。 まず1番です。申請人は加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在が加治木町西別府字揚膝〇〇番 田 4, 664㎡です。農地区分は土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の土地になりますので、第2種農地と判断されます。転用目的は山林でございます。申請理由は、申請地は山間部で耕作不便、及びイノシシによる農作物の被害も

議 長	あるため、杉を植えて山林にしたいとのことでございます。資金は自己資金で対応し、改良区等はございません。被害防除計画書の添付がございます。あと30アールを超えますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上です。 ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8番推進委員です。報告をします。 農地区分は、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は上嶽神社（大山）から北に300mの位置です。被害防除の現況は、東が山、田、西が山林、南も山林、北も山林です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは2番について、ご説明申し上げます。 申請人は始良市大山在住の〇〇。土地の所在が下名字園田〇〇番〇田 910㎡です。農地区分は土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の土地になりますので、第2種農地と判断されます。転用目的は山林です。申請理由は、申請地は山間の棚田で、耕作不便なため、クヌギを植えて山林にしたいとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はございません。あと、被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。15番委員です。 農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置は大山公民館から、南に約600mの位置です。被害防除の現況としまして、東が農道、西が山林、南が休耕田、北が山林と休耕田になります。申請実現の確実性としまして、自己資金証明も有り、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

議 長 事務局	以上、報告いたします。 次の、3番について事務局の説明を求めます。 3番について、ご説明申し上げます。 申請人は加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在が加治木町西別府字西ノ平〇〇番〇 田 2, 095㎡です。農地区分は土地改良事業等の施行もなく、農地の広がり10ha未満の土地になりますので、第2種農地と判断されます。転用目的は山林です。申請理由は、申請地は山間の棚田で耕作不便、また、イノシシによる農作物の被害もあるため、杉を植え、山林としたいとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。あと、被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 8番推進委員です。報告します。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は上嶽大山神社から北に800mの位置です。被害防除の現況は、東が原野、西が水路、南が原野、北も原野です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番について、ご説明申し上げます。 申請人は始良市宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。土地の所在が西餅田字横手前〇〇番〇 田 698㎡。同じく横手前〇〇番〇 田 480㎡、同じく横手前〇〇番 田 793㎡、農地区分は都市計画の用途区分が第一種住居地域に指定されておりますので、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、隣接地と一体利用して宅地分譲1区画を造成するためとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は除外済のため不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。あと、議案第4号1番 事業計画変更と関連がございます。あと、議案第6号6番 5条申請 〇〇番〇 田 265㎡と一体利用でございまして、全事業面積が、2,236㎡となります。 以上です。

議 長	本案件については、議案第4号1番で、11番委員から報告済みでありますので補足説明については、省略いたします。 これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。
————— 議案第6号 —————	
議 長	次に、日程第8 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から13番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。今月は13件申請がございました。 まず1番について、ご説明申し上げます。 譲受人は鹿児島市明和在住の〇〇、譲渡人は加治木町木田在住の〇〇。土地の所在が加治木町木田字赤坂〇〇番〇 田 305㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は都市計画の用途が第一種住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は貸駐車場です。申請理由は、現在湿田のため、農地としての利用が困難なため、埋め立て、近辺に地域公民館があり、駐車場に困っているため、無償で貸駐車場として、提供したいということです。資金は自己資金で対応し、あと土地改良区の意見書の添付がございました。あと、被害防除計画書の添付がございました。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明

	をお願いします。
議 長	委員 はい。16番委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は新中公民館から西に約20mの位置です。被害防除の現況が、東が宅地と道路、西が田、南が田、北が市道となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは2番について、ご説明申し上げます。 譲受人は始良市平松の有限会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は平松在住の〇〇。土地の所在が加治木町木田字赤坂〇〇番〇 田 305㎡です。県内の所有権移転になります。農地区分は都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、業務拡張により従業員の駐車場を確保したいということです。資金は自己資金で対応ということです。あと土地改良区等の意見書は、除外済のため不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。4番推進委員です。それでは報告いたします。 立地基準、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は、山野公民館から南に20mの位置。造成工法は現状のまま。土留めは堀ブロック0.4mです。被害防除の現況は、東が道路、西が雑種地と宅地、南が市道、北が宅地と畑となっております。資金の方は自己資金でありまして、自己資金証明も有り確実であります。関係機関との協議状況は、土地利用協議だけが申請中でありまして、あとは申請不要となっております。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは3番について、ご説明申し上げます。

	譲受人は薩摩郡さつま町在住の〇〇、譲渡人は鍋倉在住の〇〇。土地の所在が三拾町字吉野町〇〇番 田 533㎡です。県内の所有権移転になります。農地区分は農用地区域外でありまして、土地改良事業の施行があり、農地の広がり10ha以上ございますので、第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅です。申請理由は、現在借家住まいで、家族が住むのに手狭であり、勤務地が始良市であるため、申請地に自己の住宅を建築したいということです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は、除外済のため不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。あと、第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件になります。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。16番委員です。報告をいたします。 農地区分は第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、始良西部森林組合から西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が水路、南が道路、北が宅地となっております。申請実現の確実性としまして、融資証明も有り確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは4番について、ご説明申し上げます。 譲受人は加治木町反土在住の〇〇、譲渡人は鹿児島市西伊敷在住の〇〇。土地の所在が西宮島町〇〇番〇 畑 246㎡です。県内の所有権移転です。農地区分は都市計画の用途が準住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、宅地分譲2区画を造成しますということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は、区域外のため不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。16番委員です。報告いたします。

議 長	農地区分は第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、山形屋サテライトショップ始良店から、北西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が市道と畑、西が市道と宅地、南が市道、北が宅地と畑となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金証明も有り確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告終わります。
事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは5番について、ご説明申し上げます。 借人は福岡県福岡市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、貸人は蒲生町米丸在住の〇〇。土地の所在が木津志字石切場ノ上〇〇番〇 田 2, 0 3 8 m²です。県外の賃借権の設定でございます。農地区分は土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場です。申請理由は、九州電力 鹿児島幹線NO156鉄塔撤去のため、申請地を資材置場として、使用したいとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は、ございません。あと、被害防除計画書の添付がございます。この案件につきましては、一時転用でございまして、平成31年5月31日までとなっております。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。9番委員です。 農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題なしです。申請地の位置は、菅野公民館から西に約500mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東が山林、西が里道、南が市道、北が里道です。申請実現の確実性としまして、一時転用であり確実である。条件及び特記事項はなし。自己資金証明もあり確実であります。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告いたします。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは6番について、ご説明申し上げます。 譲受人は宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇、譲渡人は西餅田在住の〇〇。土地の所在が西餅田字横手前〇〇番〇 田 2 6 5 m²です。

議 長	県内の所有権移転でございます。農地区分は都市計画の用途が第一種住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲一区画として利用するためとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は、除外済のため不要です。あと、被害防除計画書の添付がございます。あと、議案第5号4番 4条申請地 〇〇番〇 田 698㎡、〇〇番〇 田 480㎡、〇〇番 田 793㎡と一体利用で全事業面積が2,236㎡となります。 以上です。 ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	11番委員です。調査日は3月22日です。 農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置といたしまして、高樋公民館から南へ100mの位置です。被害防除の現況として、東が市道、西が水路、南が宅地、北が宅地。申請実現の確実性として、自己資金もあり確実である。特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます それでは7番について、ご説明申し上げます。 譲受人は宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇、譲渡人は東京都板橋区在住の〇〇他5名でございます。まず〇〇の分が、土地の所在が加治木町反土字東塩入〇〇番 田 489㎡、同じく字東塩入〇〇番 田 136㎡、同じく東塩入〇〇番 田 692㎡、同じく東塩入〇〇番 田 144㎡の、合計4筆の1,461㎡です。それと加治木町反土在住の〇〇の分が、加治木町反土字東塩入〇〇番〇 田 578㎡です。それと鹿児島市荒田在住の〇〇の分が、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 253㎡。それから加治木町反土在住の〇〇の分が、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 582㎡です。それと加治木町反土在住の〇〇の分が、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 50㎡でして、合計8筆の2,924㎡となります。県内の所有権移転でございます。農地区分は都市計画の用途が第一種住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲10区画として利用するためとのことです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。 以上です。

議 長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番推進委員です。それでは報告いたします。 農地区分につきましては、第3種農地で問題はございません。申請地の位置でございますが、加治木国道事務所から北に約200mのところにあります。被害防除現況につきましては、東が宅地と河川、西が市道と畑、南が畑、北が市道となっています。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明も有り確実であります。特記事項等につきましては特に関心ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます
事務局	それでは8番について、ご説明申し上げます。 譲受人は宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人は大阪府大阪市在住の〇〇でございます。土地の所在が東餅田字松原〇〇番〇 畑 4 1 1 m²。県外の所有権移転でございます。農地区分は都市計画の用途が第一種住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、宅地分譲1区画として利用するためとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため、不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。それと始末書の添付がございます。隣接地〇〇番〇 宅地 2 8 8. 4 6 m²と一体利用し、全事業面積が6 9 9. 4 6 m²になります。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。14番委員です。報告いたします。 立地基準、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は始良警察署から北西に約200mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告いたします。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは9番について、ご説明申し上げます。 譲受人は西餅田在住の〇〇。譲渡人は大分県臼杵市在住の〇〇。土地の所在が西餅田字小松田〇〇番〇 畑 242㎡。同じく小松田〇〇番〇 畑 110㎡の合計2筆の352㎡です。県外の所有権移転でございまして、農地区分は都市計画の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は工場兼事務所1棟108.60㎡です。申請理由は、申請地を取得して、工場兼事務所を建築するとのことです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため、不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。あと隣接地〇〇番〇 宅地 436.39㎡、〇〇番〇 宅地 39.35㎡と一体利用し、全事業面積が827.74㎡になります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	11番委員です。 農地区分は第3種で問題なし。申請地の位置として、帖佐中学校から南西に約150mの位置です。被害防除の現況として、東が宅地と畑、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり確実である。特記事項は特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地条件及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは10番について、ご説明申し上げます。 譲受人は池島町在住の〇〇。譲渡人は東京都東久留米市在住の〇〇。土地の所在が西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 264㎡。県外の所有権移転です。農地区分は都市計画の用途が第一種住居地域に指定されていますので、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟96.05㎡です。申請理由は、現在、借家住まいのため、申請地を取得し、一般住宅1棟を建築するとのことです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため、不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。隣接地〇〇番〇 宅地 106.13㎡と一体利用し、全事業面積が370.13㎡となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい。14番委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は星雲病院から北東に約150mの位置です。被害防除は現況、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項はなしです。 総合意見は、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告いたします。
議長	次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは11番について、ご説明申し上げます。 譲受人は大阪府大阪市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在が加治木町日木山字向江原〇〇番畑 1, 766㎡。県外の所有権移転です。農地区分は土地改良事業等の施行もなく、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、さらなる事業拡大を図るためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため、不要でございます。あと、被害防除計画書の添付がございます。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。7番推進委員です。それでは調査報告をいたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置でございますが、中野地区集会施設から南西に約200mのところであります。被害防除現況につきまして、東が雑種地、西が市道、南が畑、北が市道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明も有り確実であります。条件及び特記事項は特にございませぬ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、終わります。
議長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	12番について、ご説明申し上げます。 譲受人は宮崎県宮崎市の合同会社〇〇代表社員〇〇。譲渡人が3名でございまして、平松在住の〇〇の分が、土地の所在が平松字川窪〇〇番田 721㎡、それから平松在住の〇〇の分が、平松字川窪〇〇番田

	757㎡のうち577㎡、それと平松在住の〇〇の分が、平松字川窪〇〇番 田 769㎡、同字〇〇番 田 463㎡、同字〇〇番 田 136㎡、同字〇〇番 田 309㎡、合計4筆の1,677㎡、総計が、田の6筆の合計面積が2,975㎡になります。農地区分は都市計画の用途が準工業地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は、社会福祉施設2棟1,254.80㎡です。申請理由は、申請地を買受け、社会福祉施設2棟として、利用することです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。あと、被害防除計画書の添付もごさいます。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。4番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、始良インターから南西に約250mの位置です。造成は盛り土2.1m、土留めはL型擁壁で2mとなっております。被害防除の現況ですが、東が田んぼ、西が里道、南が河川、北が里道となっております。隣接地との緩衝地確保が1mあります。土砂の流出と隣接地の日照確保があります。雨水は水路放流で、汚水と生活排水は合併浄化槽となっております。資金は融資で賄い、融資証明もあり、確実であります。関係機関との協議は、土地改良区と土地利用協議、それと里道の国有財産との協議が申請中であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは13番について、ご説明申し上げます。 譲受人は鹿児島市上荒田町の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は東餅田在住の〇〇。土地の所在が東餅田字上牟田〇〇番 田 651㎡です。県内の所有権移転でございす。農地区分は、都市計画の用途が第二種住居地域に指定されており、第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅1棟の、建築面積が208.68㎡です。申請理由は申請地を買い受け、共同住宅の建築するためとのことです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。あと、被害防除計画書の添付がございす。備考欄に書いてございすが、基盤強化法に基づく利用権、平成33年3月31日終了の使用貸借権の解除の事務手続き中でございまして、農地法の第5条第2項第3号に5条申請の権利を取得するもの、今ここでいう譲受人のことですね。農地を農地外のものに

議 長	する行為、それは、今、共同住宅の計画をしているということでございます。その行為を妨げる権利を有するもの。使用貸借権が平成33年3月31日終了の分が、今、期限が過ぎたことになっております。それが5条を出す際に必ず必要でございまして、農地転用の許可の期間の短縮を図るために、この合意解約があることを、条件として許可にできないか、ということです。 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。4番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、十日町公民館から南に250mの位置です。造成工法は盛り土0.7m、土留めは不要となっております。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が鉄道用地、北が市道となっております。土砂の流出防止対策があります。汚水、排水は合併浄化槽です。資金は融資で賄い、融資証明もありまして、確実であります。土地改良区の意見書があります。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。
委 員	これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の1番から13番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	[挙 手]
委 員	1番委員。
議 長	1番委員です。
委 員	説明がありました13番の件ですが、経営基盤強化に基づく利用権の使用貸借権かな、平成33年3月31日までの分について、解除の手続き中ということで、合意解約で期間の満了前にですね、色々するという案件だと思うんですけども、事務局の説明がありました、転用許可、許可意見でありますということですけども、どっちが優先するんですか。今、説明があったんですけども、あと詳しく説明してもらえないですか。
議 長	事務局。

事務局	先程の説明に、補足したかたちで説明させていただきます。 端的に分かり易く言えばですね、本来なら、1番委員からご意見いただきましたが、実際、利用権設定があれば、耕作権をまず解除して、合意解約したうえで、申請をすべき転用事案でございます。ただ、申請代理人が耕作人の方と折衝しましたところ、合意解約にはいたらなかったということで、農業委員会のほうで、合意解約に伴い、利用権をはずすこととか、色々な合意解約にかかることで、不調に終わった場合は、農業委員会に、ご相談をくださいということで、うちの方も周知している経緯がございます。それで今回ご相談がありました。合意解約にいたらなかったんですけども、融資関係もあってですね、事業の計画はどんどん進んでいる中で、どうすれば良いですかということで、申請人と事情を勘案してですね、今回申請の方をお受けしたところなんですけども、それに伴いまして、総会終了後、その他にですね。相談役という形でですね、調整をしていただく委員さんを、選定をしていただきたいと思いますっております。その前に所有者の方々と耕作人の方が直接まだ、お話されていないということでしたので、そこについては、段階を踏んで進めていきたい事案ではあるんですが、実際、この転用に関しては、融資等の事業計画もどんどん進んでいくなかで、本市の農業委員会としましては、この申請事案につきましては、総会に諮りまして、合意解約後、許可をするという条件のもとで、皆様方にご審議をいただきたいということで、今回、上程しておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ほかに、質疑ございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から13番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請処分決定の1番から13番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。
	_____ 議案第7号 _____
議 長	次に、日程第9 議案第7号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。

事務局	1 番から 2 番について説明をお願いします。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 7 号 農地の利用目的変更願について、ご説明申し上げます。今月は 2 件でした。 まず 1 番について、ご説明申し上げます。 申請人は、大山在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は大山字寺地〇〇番〇、田、5 2 1 m²。農地区分は土地改良事業の施行もなく、農地の広がり が 1 0 h a 未満の農地になりますので、第 2 種農地と判断されます。変更後の使用目的は畑です。申請理由は、水を引くのが大変なので、畑にしたいとのことです。被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 5 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 5 番委員です。 農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置は大山公民館から、南東に約 4 0 0 m の位置です。被害防除の現況としまして、東が田んぼ、西が市道、南が宅地、北も宅地になります。申請実現の確実性として、すでに畑として使用されているので、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上です。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番について、ご説明申し上げます。 申請人は、下名在住の〇〇、所有者は亡〇〇でございます。土地の所在が下名字野添〇〇番、田、1, 2 7 9 m²。農地区分は土地改良事業の施行もなく、農地の広がり が 1 0 h a 未満の農地になりますので、第 2 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛り土をして畑です。申請理由は、用水が入らず出入口が無くなり、水田としての利用は難しいため、盛り土をして畑にしたいとのことです。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 5 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 5 番委員です。

	農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置はナフコ始良店から、北に約300mの位置です。被害防除の現況としまして、東が河川、西が原野、南も原野、北も雑種地です。申請実現の確実性として、用水もなく田としての利用は出来ないため、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上、報告いたします。
議 長	これより、議案第7号1番から2番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	議案第8号
議 長	次に、日程第10 議案第8号、非農地証明願についてを議題に供します。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。今月は1件でございました。 申請人は、北山在住の〇〇、所有者は〇〇他13名となります。土地の所在が、北山字早田〇〇番、田、704㎡です。農地区分は土地改良事業の施行もなく、農地の広がり、10ha未満の農地ですので、第2種農地と判断されます。変更年月日は昭和30年頃ということです。現況は現在、宅地、倉庫は昭和30年頃、許可を取り建てたが、地目変更登記を怠ったためとのことです。 以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番委員です。

	農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置は中甕集会センターから、南に約500mの位置です。現況としまして、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由としまして、現況は申請通り、宅地（倉庫）となっていて、周囲の営農に影響もなく、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上のとおり、報告いたします。
議 長	これより、議案第8号、非農地証明願の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第8号、非農地証明願の1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第8号、非農地証明願の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第9号 —————	
議 長	次に、日程第11 議案第9号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてを議題に供します。 1番から2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明いたします。総会資料は44ページでございます。今月の申請につきましましては、2件となっております。3番につきましましては、耕作者が見つかりましたので、取り下げとなっておりますので、削除をお願いします。参考資料につきましましては、75ページから76ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします 内容につきましましては、貸付です。土地の所在は、住吉字芳元町〇〇番田 1,371㎡、〇〇番 田 1,553㎡、〇〇番 田 761㎡の3筆です。申請人は松原町在住の〇〇。希望貸付期間は農業委員会一任、小作料は10aあたり13,000円となっております。 続きまして、2番をご説明いたします。 内容につきましましては、売渡です。土地の所在は、蒲生町北字唐船〇〇番〇 田 983㎡です。申請人は蒲生町北在住の〇〇。譲渡希望価格は

議 長 委 員	農業委員会一任となっております。こちらにつきましては、現在、購入希望ということで、申請があがっておりまして、後ほど、あっせん委員が決まりましたら、その後、日程調整をしまして、4月中にあっせん会議を開く予定でございます。 以上でございます。 事務局の説明が終わりました。議案第9号、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 [挙 手]
議 長 委 員	2番推進委員。 2番推進委員です。 1番の貸付の件ですが、土地の所在については、芳本町（よしもとまち）ではなく、芳元町（ほうげんまち）と言います。このうち、1, 371㎡の田んぼは、非常に湿田で、小型トラクタははまるんじゃないかと、思うような田んぼです。ここで希望小作料10aあたり13,000円と書いてあるんですが、この田んぼを含んで13,000円では、作る人は、なかなかいないんじゃないかと、思っております。これが下がれば、わたしの方でも、あっせんはしたいと思いますが、どうでしょうか。
議 長 議 長 委 員	事務局。 小作料の件でございますが、一応、本人の希望ということで、10a当たり13,000円となっておりますが、耕作者が見つかって、その後は、また、お互いの交渉の中で、金額を下げることは、可能かと考えております。 以上です。 ほかに、質疑ございませんか。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第9号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]

議 長		賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 9番推進委員。
	委 員	1番については、作っていただける方の心当たりがあるものですから、わたしがあっせん委員になっても、構いませんが。近くの耕作者を知っているものですから。
議 長		ほかに、ございませんか。
	委 員	「意見なし」
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第9号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についての、 1番については、2番推進委員、9番推進委員、 2番については、4番委員、7番委員、 9番推進委員にお願いしたいと思います。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
		————— 議案第10号 —————
議 長		次に、日程第12 議案第10号、農地あっせん申出（買受 希望）についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第10号 農地あっせん申出（買受 希望）についてご説明いたします。総会資料は45ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、78ページから79ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番について、ご説明いたします。内容につきましては、買受です。申請者は東餅田在住の〇〇。希望地区は寺師・住吉で、希望面積は3,000㎡の畑で、露地野菜を予定しております。譲受希望価格は標

議 長 委 員	準額となっております。 以上、議案第１０号の説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。議案第１０号、１番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第１０号、農地あっせん申出（買受 希望）の１番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長 委 員	賛成多数により、議案第１０号、農地あっせん申出（買受 希望）の１番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第１０号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 「意見なし」
議 長 委 員	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第１０号 農地あっせん申出（買受 希望）の１番については２番推進委員にお願いしたいと思います。 「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長 事務局	次に日程第１３、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 資料の３ページをご覧ください。３ページの３３番でございますが、こちらにつきましては、２号議案の６３番にて、利用権の設定がなされましたので、終了となります。

議 長		以上で、報告を終わります。
	委 員	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
		報告なし
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議 長		次に日程第 14、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。
		3 月は、13 件が提出されております。内容につきましては、別紙合意解約の 3 月分を、後ほどご確認ください。
		以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		————— その他 —————
議 長		それでは日程第 15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
		15 番委員。
	委 員	○ 北山さくら祭りについて
	議 長	ほかに、質疑ございませんか。
	委 員	「発言なし」
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。
	事務局	事務局から何かありますか。
		○ 農地合意解約の調整委員の選定について
		○ 平成 31 年度の総会日程について

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____